

写

熊本市東区保田窪 2 丁目 2 番街区の
行政区の変更について

答 申 書

平成 31 年 3 月 29 日

熊本市行政区画等審議会

平成31年3月29日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市行政区画等審議会
会長 上野 眞也

熊本市東区保田窪2丁目2番街区の行政区の変更について（答申）

平成29年2月13日付け地政発第460号の諮問に基づき、平成30年9月26日付で熊本市長あてに提出された熊本市東区保田窪2丁目2番街区住民からの行政区変更に関する要望について、審議した結果、次のとおり答申します。

1 審議に至った経緯と審議経過

(1) 審議に至った経緯

当審議会では、平成30年2月14日付で熊本市長あてに「行政区画の変更について」答申を行った。答申では、行政区の変更方針として、「行政サービスの安定性や継続性の確保、市民生活に与える影響等を十分考慮し、慎重に行うことが必要である。」とし、区境の変更にあたっては、「地形地物等の大規模な変更によって、区における適切かつ効率的な行政サービス及び市民生活に支障をきたす可能性が明らかになった場合は、区境の見直しを検討する。」こととした。

しかしながら、熊本市東区保田窪2丁目2番街区地域等については、「これまでの経緯を考慮し、地域の要望を確認した上で、審議会での協議を検討すること。」を付帯事項とした。

その後、当答申を受けて策定された熊本市の方針について、当該地域に説明、要望に関する意向確認等を行った後、平成30年9月26日付で熊本市東区保田窪2丁目2番街区住民より、行政区を東区から中央区へ変更を要望するとした要望書が熊本市長あてに提出されたことから、今回、熊本市行政区画等審議会にて行政区を変更するか否かについて、審議をするに至ったものである。

(2) 審議経過

当審議会では、平成30年12月から平成31年3月にかけて、3回の審議会と2回の検討部会を開催し、審議を重ねた。審議にあたっては、付帯事項に「これまでの地域からの要望や歴史的経緯等も加味した上で、検討すること」としていることから、政令指定都市移行以前からの当該地域の活動実態や行政区変更の要望に至るまでの経緯等を踏まえながら、「区境の変更を行う場合の基準」のうち、「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」に照らして、行政区が東区であることによる生活面、行政サービス面等での支障について検討を行い、最終的に行政区を変更すべきか否かについて審議を行った。

※審議経過の詳細は参考資料のとおり

2 審議結果について

(1) 要望の趣旨

熊本市東区保田窪2丁目2番街区について、現在の東区から中央区へ行政区の変更を要望する。

政令指定都市移行以前に西原校区と帯山西校区との緩衝区から帯山西校区への変更を要望し、承認されていたが、行政区（東区）は校区（中央区）と一致せずねじれた状態になっている。行政区を校区と一致させ、更なる地域コミュニティの充実をめざしたい。

【要望の主な理由】

- ・昭和 55 年の帯山西小学校開校以来、通学、自治会とも帯山西校区として活動している。
- ・水害の避難マップ（ハザードマップ）はむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されている。
- ・帯山西小学校に避難した際に「東区」と記載したが肩身が狭く感じた。
- ・選挙の投票所が、産業道路を渡った遠方の西原小学校に変わった。
- ・東区役所へのアクセスが悪い。高齢になって車を手放したら困る。対策も見えない。
- ・後期高齢者医療制度等の手続きに関して、病院で東区役所を案内された。
- ・選挙で、住民の希望を実現してくれる候補者を選べない。
- ・他県の方には事情を理解していただかず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないとわれ、受付を拒否された。
- ・近所の弁当屋が、政令指定都市移行前は配達していたのに、東区となってからは管轄外扱いで配達不可となった。
- ・東区の電話帳に掲載されているが、一般の人は保田窪 2 丁目を中央区と認識しているため見つからない。

※住民からの要望書等の詳細は別冊参考資料のとおり

（２）審議会での結論

「行政区は変更しない」

熊本市東区保田窪 2 丁目 2 番街区からの要望書等で述べられている行政区変更の要望について、慎重に審議を重ねた結果、最終的には無記名投票で、委員の多数（17 名中 12 名）が投票した、「行政区を変更しない」ことを本審議会の結論とする。

（３）「行政区を変更しない」とする理由

行政、住民からのヒアリングの実施や、要望書の内容等について、【区境の変更を行う場合の基準】の「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」に照らして、審査を行った。

行政区については、変更したいとする地域の問題としてだけでなく、市

全体の問題として捉え、選挙区や各種行政機関等の区域の基礎となるものであり、容易に変えてはいけないという意見が多かった。また、「著しい支障」については、住民が行政サービスを受けられない、受けることが相当困難であるという視点で厳格に審査を行った結果、行政区を変更しなければならないほどの「著しい支障」があるとまでは言えないという結論に至ったものである。

①行政サービスについて

校区担当保健師、地域包括支援センターなど小学校区単位での対応をすでに行っている。加えて、住民や福祉関係の窓口の手続きについては、居住区に関わらず、どの区役所でも対応が可能であるほか、必要に応じて区役所間で取り次ぐなどの対応がすでに行われている。また、緊急時、災害時についても、消防・警察などは行政区に関わらず最寄りの部署等において対応しているほか、避難所は特に居住地域の指定はされていない。自治会活動やまちづくりについても、本市では校区単位のまちづくりが進んでいる。

一方で、東区への交通アクセス上の不便さや、選挙会場が幹線道路を渡った反対側にあることによる不便さについては、行政区を変更することで解消される面は僅かであり、行政区に関わらず同様の問題を抱えている地域は多数存在している。

②選挙区に関することについて

中央区の立候補者を選べないので、民意が反映されないとの主張であるが、公職選挙法上は選挙区を市町村や区で分けることが規定しており、地形の問題などで民意が反映されにくい地域が出ることも想定していると考えられるが、そのことで選挙区を変更するというものではない。また、現状であっても、議員が自分の選挙区の活動しかできないことはないことや、東区選出の議員を通じて民意の反映は可能であると考ええる。

③市民生活面に関することについて

郵便の区名が間違って届くこと、配達エリアで中央区しか届けられないこともあって、住民にとって支障と感じられることは認めるものの、保田窪地域では行政区が複数ある町丁目が他にもあることや、その他、町丁目で複数の区が存する地域は本市全体で19ヵ所ある。当該地域の行政区を変更することによって、こうした問題の一部が解決されることは望めるものの、他地域とのバランス等を考慮すれば、関係機関への周知など他の方法による解決を図るべきと考ええる。

このような理由から、行政区が東区であることで住民が感じる支障の存在は少なからず認められ、校区と行政区のねじれを解消することで、一部の支障は解消される点もあると考えられるが、行政区の変更によらず、行政上の運用等で解決できるもの、行政区と校区のねじれが要因ではなく、町丁目で複数の区があることが要因で生じる問題であって、他の地域でも同様の事象が起こりえることなどを考慮すると、今回の要望について、著しい支障があるとまではいえ、行政区を変更すべき事案ではないと判断する。

3 留意事項

(1)「行政区を変更すべき」とする意見

当審議会での結論は、当該地域の行政区は変更しないという意見が多数であるが、変更すべきとする意見も複数述べられた。

主な意見は、以下のとおりである。

- ①保田窪 2 丁目 2 番街区の住民は、長年にわたり帯山西小学校区で活動し、行政区変更について一貫して主張した結果、住民全員の同意を集め、周辺地域の同意も得ており、住民側の訴える支障を行政としては受け止めるべきと考える。
- ②平成 24 年 4 月 1 日の政令指定都市移行時、小学校区に沿って行政区の線引きがなされてスタートしたが、保田窪 2 丁目 2 番街区については、同日に教育委員会により、小学校区の通学区域が帯山西小学校に変更されたという熊本市のなかでちぐはぐな状態が作り出されてしまった歴史的経緯を考慮すべきと考える。
- ③小学校区を変更して行政区変更を要望している地域住民に対して、行政としては、すでに政令指定都市移行と同日に小学校の通学区域の変更を認めているのに、行政区の変更は認めないということは首尾一貫していない。この件は、行政区の「変更」ということではなく、平成 24 年 4 月時点でそもそも「補正」すべき事項だったという観点から、行政区を変更してよいと考える。

【関連するその他の意見】

- ①行政区を変更した場合は、前例となり、今後、同様の事例を誘発する可能性が出てくることを危惧する見解があるが、付帯事項に基づく今回の事例と同様の案件は今後発生しないと考える。
- ②行政区を変更した場合線引きがいびつになる見解もあるが、そもそも行政区が小学校区で線引きがされたことによるものであり、行政区の変更において、考慮すべきことではないと考える。

- ③今回の論点となった「著しい支障」については、事例を集めて判断の手助けとするなど、基準の更なる明確化を図るとともに、それを今後の解釈に活かしていくようにすべきと考える。

(2) 今後の市政運営に求める事項

今後の市政運営にあたっては、熊本市は、以下の事項に配慮すべきである。

- ①行政区と小学校区の違いによって、住民が混乱しないよう行政は配慮すべきである。例えば、行政からの文書や各種手続きにおいて、中央区なのか、東区なのか居住者が困惑する、不便さを感じることがないように、十分に行政内部の調整、連携を図るほか、必要に応じて各種関係機関への情報提供などに努めること。

- ②小学生の通学区域の問題と、行政区やまちづくりの管轄エリアの問題を一緒に議論すべきではないが、小学校の通学区域の変更が、行政区境へ与える影響があることについて十分配慮し、小学校の通学区域の変更と行政区との関係性について整理を行うこと。特に、小学校の通学区域の変更や緩衝地区の設定にあたっては、市長部局と教育委員会による協議の場を設け、十分に検討し、調整を図ること。

第 2 次熊本市行政区画等審議会 委員名簿

平成 31 年 3 月 29 日 現在

氏名	所属等
あいとう きめよ 相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学非常勤講師
あらき いつはる 荒木 逸治	熊本市小学校長会副会長
いしはら すみお 石原 純生	熊本市社会福祉協議会常務理事
いそだ けいすけ 磯田 圭輔	熊本市 P T A 協議会副会長
いづの すぐる 伊津野 豪	熊本市民生委員児童委員協議会副会長
うえの しんや 上野 眞也	熊本大学熊本創生推進機構地域連携部門教授
うへむら よねこ 植村 米子	熊本市地域婦人会連絡協議会会長
かなざわ ともり 金澤 知徳	熊本市地域包括支援センター連絡協議会会長
こゑじ しんいちろう 越地 眞一郎	熊本日日新聞社 N I E 専門委員
さわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授
たにざき じゅんいち 谷崎 淳一	熊本商工会議所専務理事
たばる のりやす 田原 教靖	熊本地方法務局首席登記官（不動産登記担当）
とくやま りえ 徳山 理恵	NPO 法人ソナエトコ理事
にしじま こういち 西嶋 公一	熊本経済同友会常任幹事
まつみ けいいちろう 松見 恵一郎	熊本市警察部政策企画官兼庶務課次席 （兼熊本県警察本部警務部警務課総合企画室長）
やまぐち じゅんいち 山口 純一	熊本市消防団長
よしみ まさひろ 吉見 仁宏	森高・吉見法律事務所弁護士

（五十音順 敬称略）

以上 17 名

第2次熊本市行政区画等審議会 検討部会委員名簿

平成31年3月29日 現在

氏 名	所 属 等
あいとう きぬよ 相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学非常勤講師
いしはら すみお 石原 純生	熊本市社会福祉協議会常務理事
さわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授
たにぎき じゅんいち 谷崎 淳一	熊本商工会議所専務理事
よしみ まさひろ 吉見 仁宏	森高・吉見法律事務所弁護士

(五十音順 敬称略)

以上5名